

## 2023 年度第 29 回知識の普及啓発事業 提出書類および連絡事項について

今後の手続きや提出書類、連絡事項について下記に記載していますので、よくお読みいただいた上で書類の提出をお願いします。また、決定通知に記載の「助成番号 例) 29-□-□」は今後の提出書類に必要となりますので必ずお控えください。

### 助成金振込に関する手続き

#### 助成金振込依頼書または寄附申込書等の提出期限 2023 年 7 月 31 日 (月)

※1 または 2 のいずれかの方法で、助成金の受け取り手続きを進めてください。

※やむを得ず提出期限を過ぎる場合は、事務局へご連絡ください。

#### 1. 所属機関名義の銀行口座へ振り込む場合

- ・決定通知書に同封している所定の記入用紙「助成金振込依頼書」に必要事項を記入し、メール (PDF) または郵送で提出してください。
- ・原則、所属機関または開催する事業等名義の銀行口座への振込とします。やむを得ず個人名義の銀行口座への送金とする場合は、助成金受け入れ専用の銀行口座 (例: 代表者氏名 大阪難病研究財団助成金口) を開設してください。また海外口座への振込みはできません。

#### 2. 大学への奨学寄附金扱いとする場合

- ・大学への奨学寄附金扱いとされる場合は、「助成金振込依頼書」の提出は不要です。大学所定の寄附申込書等の様式をメール添付または郵送にて、事務局にお送りください。寄附申込書内の助成金の名称や研究者名等は可能な限り入力してください。
- ・間接経費の免除については実施要項に記載していますが、別途依頼書を希望される場合は申し出てください。
- ・助成金の受入れに際し、寄附申込書等が不要な場合は、所属機関での助成金受け入れ手続き後、所属機関の発行する「振込依頼書」等をお送りください。

#### ◆ 書類提出先および問い合わせ先

公益財団法人大阪難病研究財団 事務局

メール送信先: [jimukyoku@nanbyo.or.jp](mailto:jimukyoku@nanbyo.or.jp)

書類送付先住所: 〒558-0013 大阪市住吉区我孫子東 2 丁目 6 番 29 号サンシャイン寿 302

TEL: 06-6690-5330 (平日 9:00-17:00)

助成期間終了後の報告に関する書類及び申請手続きについて

## **提出期限 2024年5月31日(金)**

※助成金の使用期限は2024年3月31日です。期限内にご使用ください。

### **提出書類(必須)**

- (1) 事業成果報告書
- (2) Web サイト掲載に関する同意書
- (3) 助成金収支報告書および助成金収支簿
- (4) 助成金返還届

研究成果報告書執筆要領および報告書、助成金収支報告書、同意書等フォーマットについては、Web サイト助成事業のページ「各種ダウンロード」よりダウンロードしてください。(助成事業のページ) <https://nanbyo.or.jp/grants/>

### ◆ 報告書等の提出方法

提出書類は下記の【提出時の様式】にてメール添付のうえ、事務局(jimukyoku@nanbyo.or.jp)へ送信してください。

メール件名「助成番号\_代表者氏名\_書類名・内容等」

ファイル名「助成番号\_代表者氏名\_書類名」

例) メール件名：29-5-1\_大阪太郎\_2023年度助成金報告書一式

ファイル名：29-5-1\_大阪太郎\_2023年度事業成果報告書

#### (1) 事業成果報告書 [提出時の様式：Word]

- ・執筆要領に沿って作成してください。
- ・Web サイト掲載前に事業成果報告書の校正を行います。

#### (2) Web サイト掲載に関する同意書 [提出時の様式：PDF]

- ・提出いただいた事業成果報告書は校正後、当財団の Web サイト上に公開いたします。Web サイト掲載に関する同意書(以下、「同意書」)に必要事項を記入のうえ提出してください。代表者の署名が必要です。
- ・事業成果報告書の校正確認は、この同意書に記載のメールアドレスへ連絡いたします。

### (3) 助成金収支報告書および助成金収支簿 [提出時の様式：PDF]

- ・助成金収支報告書および助成金収支簿は、大学への奨学寄附金として助成金を受け取られた方も含め、全員提出が必要です。
- ・助成金の管理は所属機関の経理担当者・部署等と連携をとり、助成金収支報告書および助成金収支簿の作成、提出をお願いいたします。
- ・助成金の支出は、基本的に所属機関の規程に従ってください。支出の判断に迷われた際は事前に事務局へお問合せください。
- ・助成金収支簿は支出日、金額、内容、支払先等がわかるものであれば、所属機関の様式または収支簿の写しを提出いただいても構いません。
- ・助成金は単年度（2024年3月31日まで）でご使用ください。助成金の残額がある場合は返還が必要です。※詳細は下記「(4)助成金返還届」をご覧ください。
- ・経理書類は閲覧または提出をお願いすることがありますので、領収書等は必ず保管をお願いいたします。

### (4) 助成金返還届 [提出時の様式：PDF]

- ・助成金の使用期限は2024年3月31日です。使用期限の延長はできません。助成金の残額がある場合は事務局へ申し出のうえ、助成金収支報告書・収支簿と併せて「助成金返還届」を提出してください。届出受理後、返還手続きについて事務局より連絡いたします。

#### ◆ その他

- ・助成金贈呈式について  
今年度の助成金贈呈式の開催については現在未定です。代替案等を含め検討中ですので、後日改めてご案内いたします。
- ・事業名および事業内容の変更について  
助成期間中に事業名等の変更が生じた際は速やかに事務局へ申し出てください。事前に事務局へご相談いただいた後、申請様式をお送りします。「事業変更申請書」を提出いただきます。事業名等の変更には承認が必要です。承認の通知があるまでは助成金の支出は停止してください。
- ・所属の変更等について  
Web サイトに助成受贈者一覧を掲載します。氏名、所属先名は助成事業申込みフォームの入力情報をもとに記載しています。助成期間終了後も研究成果報告書の校正、掲載、事業報告等で事務局より連絡する場合があります。申請時の所属先、連絡先（メールアドレスを含む）から変更になる場合、また、修正を希望される場合は必ず事務局へご連絡ください。

◆ 書類提出先および問い合わせ先

公益財団法人大阪難病研究財団 事務局

メール送信先：[jimukyoku@nanbyo.or.jp](mailto:jimukyoku@nanbyo.or.jp)

住 所：〒558-0013 大阪市住吉区我孫子東2丁目6番29号サンシャイン寿302

TEL：06-6690-5330（平日9：00-17：00） URL：<https://nanbyo.or.jp/>